

チャンピオンズカップ競走における褒賞金交付基準

平成 26 年 1 月 1 日設定

(目的)

第 1 条 この基準は、チャンピオンズカップ競走を国内ダート競走において優秀な成績を収めた馬が集うチャンピオンシップ競走と位置付けたことを踏まえ、その趣旨をより明確にするため、同競走において優秀な成績を収めた場合に褒賞金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第 2 条 前年度の同競走施行日以降、当該年度の同競走施行日前日までに日本国内で施行されるダートの G I 競走(日本グレード格付け管理委員会で格付けされた J p n I 競走を含む。)で優勝した馬が、チャンピオンズカップ競走において第 3 着までに入着したときに、当該馬の馬主(当該馬を組合財産としている組合である馬主も含む。)および厩舎関係者に対し、次条で定める褒賞金を交付する。

(褒賞金の額)

第 3 条 褒賞金の額は、別表に定める額とする。ただし、他の交付対象馬と着順が同着となる交付対象馬がある場合は、その着順以下同着となった交付対象馬の頭数に相当する着順までの褒賞金の総額を、同着の交付対象馬の頭数に等分して交付する。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に切り上げる。

別表

交付対象者	褒賞金の額		
	チャンピオンズカップ競走 における成績		
	第 1 着	第 2 着	第 3 着
交付総額	5,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
馬主	4,000 万円	1,600 万円	800 万円
厩舎関係者	1,000 万円	400 万円	200 万円

附 則

この基準は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。